

SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会

第4回常任委員会



日時：令和6年5月13日（月）

午前10時00分～

場所：唐津市文化体育館 2階会議室

目 次

■第4回常任委員会

1 報告事項

- (1) SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員の変更について …… P1
- (2) SAGA2024国スポ・全障スポ 競技別リハーサル大会の結果について … P2～P4
- (3) SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会各種専門委員会における
審議決定事項について
 - ・ SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市大会報告書作成方針 …………… P5、P6
 - ・ SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準の一部改正 …………… P7～P10

《参考資料》

- ・ SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則 …………… P11～P16
- ・ SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員名簿 …………… P17
- ・ SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画 …………… P18～P21

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員の変更について

(順不同・敬称略)

令和6年5月2日現在

役職名	所属団体・役職名	新任者	前任者
委員	九州綱引連盟 理事長	今泉 守正	江畑 芳幸
委員	佐賀県高等学校体育連盟 会長	廣重 昭博	牛 島 徹
委員	唐津地区校長会 会長	丹 野 到	宮本 克一
委員	唐松地区校長会 会長	岡 本 隆	東福 昌勝
委員	鎮西地区行政連絡員 代表	坂口 和広	前川 金行
委員	(一社) 佐賀県バス・タクシー協会 会長	愛野 時興	金子 晴信
委員	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部 部長	阿部 俊浩	野田 和成

SAGA2024国スポ・全障スポ 競技別リハーサル大会の結果について

令和5年度に本市で開催した、SAGA2024国スポ競技別リハーサル大会の結果について、次のとおり報告します。

1 大会概要

(開催日順)

競技名	大会名	会期	会場
軟式野球	第45回西日本軟式野球大会(1部)	R5.5.20(土) ~5.22(月)	SHOWAハンバーガー スタジアム唐津
ソフトテニス	男子第68回 女子第67回 全日本実業団ソフトテニス選手権大会	R5.7.29(土) ~7.30(日)	松浦河畔公園庭球場、 唐津東中学・高校 伊万里市国見台庭球場
セーリング	高松宮記念第69回全日本実業団ヨット選手権大会 第23回全日本セーリングスピリッツ級選手権大会 2023年全日本セーリング選手権大会	R5.9.16(土) ~9.18(月)	佐賀県ヨットハーバー
トライアスロン	波戸岬トライアスロンin唐津 第6回全国高等学校トライアスロン選手権 (2023/唐津)	R5.9.17(日) 【中止】	波戸・名護屋特設会場
バドミントン	バドミントンS/JリーグII2023唐津大会	R5.11.16(木) ~11.19(日)	唐津市文化体育館
バスケットボール	第54回全九州高等学校バスケットボール春季 選手権大会	R6.3.16(土) ~3.17(日)	唐津市文化体育館 鎮西スポーツセンター体育館 唐津工業高等学校体育館 相知天徳の丘運動公園社会体育館

※1 トライアスロンのリハーサル大会は、荒天の為中止。

※2 セーリングのリハーサル大会は、2日目の17日(日)が荒天の為中止。

2 参加者(延べ人数)

SAGA2024国スポ競技別リハーサル大会の各競技会における参加者数(延べ)実績は以下のとおり。

(単位:人)

競技名	選手・ 監督等	競技 役員等	競技 補助員	競技会 係員	競技会 補助員	一般 観覧者	合 計
軟式野球	217	129	68	115	12	800	1,341
ソフトテニス	1,340	353	204	93	71	2,166	4,227
セーリング	1,240	893	84	315	50	230	2,812
トライアスロン	136	129	0	29	9	0	303
バドミントン	896	574	0	160	55	1,843	3,528
バスケットボール	2,880	681	854	329	212	11,367	16,323
競技役員等に来賓・大会関係者含む (セーリング競技は競技役員等に自衛隊、漁協関係者も含む)						合 計	28,534

開始式・表彰式



▲軟式野球



▲ソフトテニス



▲セーリング



▲バドミントン



▲トライアスロン



▲バスケットボール

競技会



▲軟式野球



▲ソフトテニス



▲セーリング



▲バドミントン



▲バスケットボール

3 競技別リハーサル大会におけるおもてなし状況

本市開催の競技別リハーサル大会では、ふるまい等のおもてなしを実施

- ・無料ドリンクの配布、ふるまいの実施、売店の設置

無料ドリンク配布



▲無料ドリンク（軟式野球）



▲無料ドリンク（セーリング）



▲無料ドリンク（バスケットボール）

ふるまい状況



▲ミニマンハッタン（バドミントン）



▲みかん（ソフトテニス）



▲イノシシの丸焼き（バスケットボール）

売店



▲軟式野球会場



▲ソフトテニス会場



▲セーリング会場



▲バドミントン会場



▲バスケットボール会場

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市大会報告書作成方針

1 趣旨

この方針は、「SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会「SAGA2024国スポ・全障スポ」の成果を記録し、未来に伝える大会報告書の編成等について、基本的な事項を定めるものとする。

2 方針

大会報告書は、記録写真も含めたものとし、開催準備、競技会運営及び競技結果の記録として作成する。

3 構成

大会報告書の構成は、開催準備編、SAGA2024国スポ編、SAGA2024全障スポ編、資料編の4部構成とする。

(1) 開催準備編

広報啓発活動、市民運動及び歓迎装飾等

(2) SAGA2024国スポ編

総合開閉会式、競技風景及び行幸啓・お成り等

(3) SAGA2024全障スポ編

開閉会式、競技風景及び行啓・お成り等

(4) 資料編

組織体制、開催準備に関する事項、大会概要、市民運動、広報啓発、競技別結果、総合成績、委員名簿及び企業協賛等

4 配付

(1) 配付先

大会関係者、実行委員会委員その他配付対象を十分検討し、配付先及び作成

部数を定める。

(2) 配付時期

令和 7 年 2 月～ 3 月

SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準の一部改正

SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準の一部を改正し、弁当調整施設の追加募集を行うもの。

《改正の内容》

- ① 市実行委員会が必要と認めた場合に、唐津市が配達区域である市外の弁当調整施設等の指定を可能にするもの。
- ② 弁当の提供可能数が1日あたり最大100食以上の弁当調製施設の指定を可能にするもの。
- ③ 市実行委員会が必要と認めた場合に、弁当容器の回収ができない弁当調製施設の指定を可能にするもの。
- ④ 弁当調製施設へのヒアリングの結果、弁当調理員等の手配や、食材の仕入れ等の関係から、弁当注文数の変更を前日午後6時までとすることは困難であるとのことだったため、注文数の変更に係る要件を削除するもの。

《新旧対照表》

新	旧
SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準	SAGA2024唐津市弁当調製施設選考基準
1 略	1 略
2 対象施設	2 対象施設
(1) 略	(1) 略
(2) 唐津市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。 <u>ただし、所在地の要件については、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。</u>	(2) 唐津市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。_____
(3) ～(4) 略	(3) ～(4) 略
3 略	3 略
4 施設の調製能力	4 施設の調製能力
(1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり最大 <u>100</u> 食以上であること。	(1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく1日あたり最大 <u>200</u> 食以上であること。
(2) ～(5) 略	(2) ～(5) 略
5 施設の対応能力	5 施設の対応能力
(1) ～(2) 略	(1) ～(2) 略
(3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切	(3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切

な温度管理（１０℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。<u>ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。</u> (4) 略 (5) _____ _____原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。 (6) 略 6 略	な温度管理（１０℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。_____ _____ (4) 略 (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。 (6) 略 6 略
---	--

SAGA2024 唐津市弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、SAGA2024 唐津市弁当調達要項に基づき、第 78 回国民スポーツ大会（以下「大会」という。）において、SAGA2024 国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 唐津市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。ただし、所在地の要件については、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 唐津市暴力団排除条例第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定する暴力団員及び暴力団員等ではないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 令和 4 年 9 月 1 日以降に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号）など HACCP の概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに 50 g 程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、 -20°C 以下で 2 週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の 1 ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に参加していること、若しくは大会開催期間中に加入できること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日に関わりなく 1 日あたり最大 100 食以上であ

- ること。
- (2) 単価に応じた調製が可能であること。
 - (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
 - (4) 原材料に唐津市産品または佐賀県産品を積極的に使用する等、唐津市の特色を生かした弁当の調製が可能であること。
 - (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルゲン、原料米の産地等の表示を含む。）
 - ウ 添加物（アレルゲンを含む。）
 - エ 消費期限（時刻まで表示）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。ただし、市実行委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール袋等の提供については、市実行委員会の指示に沿った内容での提供ができること。
- (5) 原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、市実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。

参考資料

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第78回国民スポーツ大会において、唐津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(実行委員会の委員)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）を委員とし、委員をもって組織する。

- (1) 関係競技団体、その他の関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 唐津市議会を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

2 会長及び委員は無報酬とする。

(役員の定数及び選任)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名以内

(3) 常任委員 30名以内

(4) 監事 2名

2 会長は、唐津市長をもって充てる。

3 副会長、常任委員及び監事は、委員の中から総会において選任する。

4 会長及び副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第6条 会長は、会務を総理し、実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した順序により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の業務執行及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱された日から実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れたときは、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第8条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を務める。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはでき

ない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

（常任委員会）

第 11 条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長及び副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長がこれを務める。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

（1）総会から委任された事項に関すること。

（2）専門委員会の設置及び専門委員会への付託又は委任に関すること。

（3）総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

（4）その他委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第 4 項及び第 5 項の規定は、常任委員会について準用する。

8 常任委員会は、第 6 項の規定により審議し、決定した事項及び次条第 2 項の規定により専門委員から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第 12 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

- 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、同項中「委員及び役員」とあるのは「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第13条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 その他事務局に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第15条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、設立初年度の会計年度については、この規約の施行の日から翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 18 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、唐津市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 2 年 11 月 6 日から施行する。

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市実行委員会常任委員名簿

(順不同・敬称略)

【常任委員】

令和6年5月2日現在

選出区分	所 属 団 体	役 職	氏 名
委 員 長	(公財) 唐津市スポーツ協会	会長	岩 本 真 二
副委員長	唐津市議会	議長	笹 山 茂 成
	唐津市	副市長	脇 山 秀 明
	唐津市	副市長	脇 山 行 人
	唐津市教育委員会	教育長	栗 原 宣 康
委 員	佐賀県軟式野球連盟	理事長	鶴 登
	N P O 法人佐賀県ヨット連盟	理事長	藤 原 雄
	佐賀県ソフトテニス連盟	会長	石 井 秀 夫
	(一社)佐賀県バスケットボール協会	会長	祖 岩 亨 道
	佐賀県トライアスロン協会	会長	川 添 豊
	佐賀県バドミントン協会	会長	宮 島 治
	九州綱引連盟	理事長	今 泉 守 正
	佐賀県高等学校体育連盟	会長	廣 重 昭 博
	唐津地区中学校体育連盟	会長	永 田 泰 志
	唐津市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	木 原 啓 介
	唐津地区校長会	会長	丹 野 到
	唐松地区校長会	会長	岡 本 隆
	佐賀県私立中学高等学校長会	唐津地区代表	渡 邊 義 浩
	唐津商工会議所	会頭	宮 島 清 一
	唐津東商工会	会長	富 永 祐 司
	唐津上場商工会	会長	坂 本 金 満
	(一社)唐津東松浦医師会	会長	渡 辺 尚
	(福)唐津市社会福祉協議会	会長	吉 田 善 道
	唐津市身体障害者連絡協会	会長	山 崎 一 夫
	(一社)唐津観光協会	会長	坂 本 直 樹
	唐津地区行政連絡員会	会長	奥 村 豊
	相知地区行政連絡員会	会長	小 野 史 朗
	鎮西地区行政連絡員	代表	坂 口 和 広
	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	会長	愛 野 時 興
	九州旅客鉄道(株)佐賀鉄道事業部	部長	阿 部 俊 浩

委員長 1 名、副委員長 4 名、常任委員 2 5 名

合計 3 0 名

SAGA2024国スポ・全障スポ唐津市開催推進総合計画

第78回国民スポーツ大会・第23回全国障害者スポーツ大会（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、第78回国民スポーツ大会唐津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 総務企画関係

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、SAGA2024を一過性のものとせず、将来の「市民力・地域力によるまちづくり」の実現につながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫を凝らした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

SAGA2024に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、次の項目について検討し、効果的な広報活動を展開するとともに、本市の持つ歴史・伝統・文化・自然・食など「海と緑にかこまれたここちよい唐津」の魅力を全国に向けて発信する。

ア 愛称、スローガン等の活用による広報

イ 印刷物等による広報

ウ 多様なメディアによる広報

エ イベント等による広報

オ 工作物等による広報

カ 大会報告書等による広報

(4) 市民運動

市民一人ひとりが積極的に参加し大会を盛り上げていくために、次の項目について検討し、市民の一体感をもった活動により、本市のまちづくりの基本理念の一つである「市民力」の向上につなげる。

ア 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

イ 心のこもったおもてなしで来訪者を迎える大会

ウ スポーツ・レクリエーションに親しみ、交流を進める大会

エ 本市の多彩な魅力を全国に発信する大会

オ 環境に配慮したクリーンで快適な大会

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる全ての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、次の項目について検討し、心のこもったおもてなしを提供する。

- ア 歓迎装飾の実施
- イ 案内所の設置等
- ウ 休憩所の設置
- エ 売店等の設置
- オ おもてなしの提供

2 競技式典関係

(1) 競技運営

県等と連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、用具等については、現有のものを活用するなど効率的に整備するため、次の項目について検討し、大会運営に万全を期する。

- ア 競技会の運営
- イ 競技役員等の編成
- ウ 競技用具の整備
- エ 競技記録
- オ リハーサル大会

(2) 式典

県等と十分に協議をし、簡素・効率化等の創意工夫を図りつつ、次の項目について検討し、本市の特色を生かした式典とする。

- ア 開始式
- イ 表彰式
- ウ 式典音楽
- エ 炬火イベント

(3) 施設整備

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、次の項目について検討し、既存施設の有効活用を図るとともに、SAGA2024開催後の市民の施設利用にも配慮した整備に努める。

- ア 競技施設の整備

- イ 練習会場の整備
- ウ 臨時仮設物の整備

3 宿泊衛生関係

(1) 宿泊

選手・監督をはじめ大会関係者等の宿泊については、宿泊施設や県等と連携し、安全で快適な宿舎の確保を図るとともに、次の項目について検討し、受け入れ体制に万全を期する。

- ア 宿舎
- イ 配宿
- ウ 宿泊料金
- エ 食事

(2) 医事・衛生

大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と連携し、医事・衛生体制の確立を図るとともに、次の項目について検討し、SAGA2024に関わる全ての方々の健康管理に努める。

- ア 医療救護
- イ 防疫
- ウ 食品衛生
- エ 環境衛生

4 輸送交通関係

(1) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者や県等との連携により、安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、次の項目について検討し、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和や環境に配慮した安全・安心な輸送・交通体制の確立を図る。

- ア 輸送対策
- イ 交通対策
- ウ 駐車場対策
- エ 環境への配慮

(2) 消防防災・警備

競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対策に万全を期するため、消防・警察その他関係機関と連携しながら、

次の項目について検討し、消防防災・警備体制の確立を図る。

ア 消防防災対策

イ 警備対策

ウ 大規模災害・突発重大事案対策

エ 関係機関等との連絡調整